

お問い合わせいただいた質問に対する回答 (大阪市建設局歩道橋ネーミングライツパートナー企業募集)

質問内容については、原文のまま掲載しております。

また、応募資格や提案内容等に関することについては、具体的な申込内容について建設局広告等審査委員会にて審査を行い、最終的に決定します。

◆ 申し込みに関すること

Q1

複数社(パートナー企業のグループ企業)共同でパートナー権利を得る事は可能か。

※例、グループ企業の共同出資でパートナー企業になることができるのか。

A1

複数社の連合体がパートナー企業となることはできません。

パートナー企業については、1つの歩道橋に対して1法人のみとなります。

Q2

複数社(パートナー企業のグループ企業とは異なる)共同でパートナー権利を得る事は可能か。

※例、周辺事業者協同、天王寺・阿倍野周辺のビルオーナー共同等

A2

(A1と同じ)

Q3

パートナー企業と大阪市の間に代理店は2店介在する事が可能か。

A3

複数の広告代理店の連合体による申し込みは受け付けておりません。1つの募集申し込みに対して、申込者は1法人のみとしてください。

Q4

歩道橋近くに施設が無い場合もネーミングライツパートナーとなる資格がございますか？

例えば、難波にある商業施設が、梅田や阿倍野歩道橋に対してネーミングライツの入札参加できるのでしょうか？

A4

歩道橋の近くに施設があるかどうかは、特に応募資格としていませんので、募集申し込みを行うことは可能です。

◆ 名称に関すること

Q5

企業を代表するキャラクター(人形等)を掲出することは可能か。

A5

名称の一部としてキャラクターを使用するのであれば、歩道橋に標示することが可能です。ただし、名称とは別にキャラクターのみを掲出することはできません。

なお、キャラクターについては、当該申込みをしたパートナー企業が権利を有する登録商標であることが前提となります。

Q6

歩道橋設置する「看板」に複数の企業名、ロゴ、施設名を入れることができるのか。

A6

パートナー企業が使用する権利を有し、第三者の商標権等を侵害することのないものであれば、1つの歩道橋の名称として、企業名、ロゴ、施設名等を複数組み合わせる提案することが可能です。

※ なお、1つの歩道橋に対する通称名は1つだけです。1つの歩道橋に異なる通称名を複数付けることはできません。

Q7

設置する意匠の変更(名称変更ではなくロゴデザイン等変更があった場合)はどのくらいの頻度で行うことができるのか。

A7

契約期間中に名称変更(デザイン変更含む)を行うことは原則できません。ただし、その必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は変更が可能となります。

Q8

実施要領 6-1 に矢印 NG と説明があるが、店舗等の行き先を示すごく簡単な矢印は表示可能か。

A8

交通標識と誤認される恐れがあるので、矢印は使用できません。

Q9

第7条 導入用の矢印とかは不可で、企業名+歩道橋名のみの記載が条件でしょうか？

A9

交通標識と誤認される恐れがあるので、矢印は使用できません。また、パートナー企業が使用する権利を有し、第三者の商標権等を侵害することのないものであれば、1つの名称として、企業名、ロゴ、

施設名等を複数組み合わせることができます。その他の「名称に関する制約」については、募集要項をご参照ください。

Q10

第7条 ベタ色の使用は可能か？(デザイン背景色)

A10

背景色については、透明または設置面と同色を基本とします。

Q11

歩道橋ネーミングライツ掲出にあたり、占いの業種は掲出可能でしょうか？

A11

募集要項に定める応募資格及び名称に関する制約等の条件を満たしていれば、パートナー企業となり、名称を標示することが可能です。

◆ ネーミングライツ事例に関すること

Q12

前回実施の歩道橋広告事業者募集において決定した橋とパートナー企業を紹介していただく事は可能か。

A12

前回の歩道橋ネーミングライツパートナー企業募集に関するご質問と推察してお答えします。本市では、平成24年3月～4月に初めて歩道橋ネーミングライツパートナー企業募集を行いました。が、企業からの応募はありませんでした。

Q13

弊社で歩道橋命名権の実績を調べました。枚方市伊加賀栄町地先「大阪スバル枚方パーク」、寝屋川市木田本宮町地先「(株)エクセディ」、松原市別所、羽曳野市尺度、茨木市高浜町の計3カ所「日本マクドナルド」、寝屋川市石津元町地先「医療法人全心会寝屋川ひかり病院」、八尾市久宝寺2丁目「医療法人にしむら耳鼻咽喉科」、岸和田市堺町「岸和田自動車学校」の各歩道橋及び上記以外にも実績があれば、年間売却額を教えてください。

大阪府立体育館がボディメーカーコロシウムとネーミングライツ獲得により名称が決まりました。報道では年間2500万とありましたが、この内容で間違いございませんか？また大阪府立体育館以外でも同様の案件があれば、詳細を教えてください。(大阪市様で他都道府県の実績調査等を行い参考になるような実施例、実施金額があれば教えてください)

A13

大阪市におけるネーミングライツの事例としては、大日本除虫菊株式会社が年間 3,600 万円にて長居球技場(通称名:キンチョウスタジアム)のネーミングライツを取得しています。

また、本市で調査したところ、歩道橋ネーミングライツについては、大阪府、愛知県、名古屋市などの自治体で実施している事例があります。

(他都市事例の詳細については、各自治体ホームページなどをご参照ください。)

◆ 事務手続きに関すること

Q14

名称に関する制約に関して、(3)その他で必要に応じて、パートナー企業に対してデザインの再提案を求める場合がありますが、提案価格の変更は行いませんと記載されております。その為、申込み受付期間迄にデザインの事前審査をしていただく事は可能ですか？入札後の混乱を避けるにも有効かと思えます。

A14

事務処理上、デザインの審査については、価格提案が有効でかつ最も高い金額を提示した優先交渉権パートナー企業候補者に対して行います。事前審査は行いませんので、募集要項等をよくご確認のうえ、申し込みいただきますようお願いいたします。

Q15

募集要項 10「価格提案書の提出及び優先交渉権パートナー企業候補者の決定 (3)提出書類等(当日持参するもの)」について

代理人により依頼する場合は、委任状が必要ですが、申込企業とパートナー企業が別の場合、この書面の「委任者」とは、申込者・パートナー企業どちらのことを指しているのでしょうか。また、受任者とは、価格提案書の投函時に持参する者を指しているのでしょうか。その場合の受任者欄に押す印鑑は、持参者の個人印ということよろしいのでしょうか。

A15

価格提案書は、「申込者(申込書を提出した法人の代表者)」、もしくは申込者が委任した「受任者(価格提案書の投函を行う従業員等)」のどちらかによって投函していただきます。

広告代理店が申し込みを行った場合は、その広告代理店の代表者が「委任者」となり、価格提案書の投函を行う従業員等が「受任者」となります。その場合の受任者欄の押印は、価格提案書の投函を行う従業員等の個人印となります。

Q16

募集要項 10「価格提案書の提出及び優先交渉権パートナー企業候補者の決定 (3)提出書類等 (当日持参するもの)」について

募集要項の「代理人」とは、委任状の様式でいう「受任者」を指すという理解でよろしいでしょうか。価格提案書を、当社従業員が当社の代理人として提出する場合には、当社従業員が委任状に受任者として実印を押し、その実印を持参する必要があるのでしょうか。それとも受任者が押印、持参する印鑑は認め印で足りるのでしょうか。

A16

ご推察の通り、当該箇所に記載している代理人とは、委任状の受任者に該当します。なお、受任者の押印については、認印でも可能です。(浸透印は不可)

受任者が価格提案書の投函を行う場合は、委任状の受任者欄に押印したものと同一印鑑を持参してください。

Q17

優先交渉権パートナー企業の決定に関して、選定結果の通知及び公表、決定から締結までの部分に記載されている進行方法は大阪市と「優先交渉権パートナー企業」の間で行うとされております。弊社は広告代理店です。優先パートナー企業の承諾を得て、入札へ参加する形となりますが、この進行方法では、広告代理店の存在意義がございません。よって、広告代理店が某優先交渉権パートナー企業の承諾を得て、入札へ参加し、その後優先権を得た場合、選定結果の通知、契約に向けた協議は広告代理店が行う事としていただきたい。

A17

広告代理店が応募申し込みを行った場合、選定結果の通知、契約に向けた協議等の手続きはパートナー企業から委任を受けた上で、申込者である広告代理店が代行していただくことが可能です。その場合、パートナー企業から広告代理店へのネーミングライツ応募に係る委任状(様式自由)*を添付してください。

なお、本市の契約相手はあくまでパートナー企業ですので、契約料の請求については、パートナー企業に対して行います。

※ 募集要項に記載の委任状については、申込者(申込書を提出する企業等の代表者)より委任を受けた者が価格提案書の投函を行う場合のものであり、ここで記載している委任状とは異なりますのでご注意ください。

Q18

第 12 条 パートナーとは別の代理人による手続きや施工が可能という事で宜しいでしょうか？

A18

(A17 及び A22 と同じ)

Q19

第5条 納付金は代理人からの支払いでもよいか

A19

本市の契約相手はあくまでパートナー企業ですので、契約料の請求については、パートナー企業に対して行います。

Q20

募集要項 8「申込み方法等(2)申込に必要な書類について

誓約書 様式 2-1 と 2-2 の押印は、どちらも会社の実印(法務局への登録印鑑)でよろしいでしょうか。それとも様式 2-2 の実印は、代表者個人の実印を指すのでしょうか。代表者個人の実印を指すのであれば、その印鑑証明書も必要なのでしょうか。

A20

会社の実印(法務局への登録印鑑)を押印してください。なお、誓約書に使用する印鑑は、契約書に使用する印鑑と同じものにしてください。

Q21

第6条(1) 施工費以外の経費は一切不要として(屋外広告物許可等)良いでしょうか。

A21

名称標示等にかかる一切の作業や経費については、パートナー企業に負担していただきます。なお、名称の標示にあたって、屋外広告物許可申請は不要です。

◆ 名称標示の施工に関すること

Q22

意匠の施工会社はパートナー企業で選定可能か。

A22

施工については、本市の契約相手であるパートナー企業が道路法第 24 条の承認を受けて実施していただきます。ただし、申請にあたっての協議や実際の作業については、パートナー企業が選定した施工会社等が代行していただいても問題ありません。

Q23

第 6 条(1) 工事施工もパートナー企業もしくはパートナー企業が指定する会社が行うのでしょうか？

A23

(A22 と同じ)

Q24

パートナー企業の指摘により適宜清掃可能か。また、意匠面が汚損した場合の歩道橋の清掃費用はどちらの負担か。

A24

歩道橋に標示している名称部分についてのご質問だと推察してお答えします。
標示している名称部分の清掃等については、本市と協議したうえで、パートナー企業が実施していただくことが可能です。その場合の作業に要する経費等についてはパートナー企業に負担していただきます。

Q25

契約期間終了における意匠の撤去作業は、契約期間中に行う必要があるか。

A25

契約期間終了後に名称標示が残置していることがないように対応をお願いします。

Q26

標示においてシール式の場合、種類の規制、その他仕様の規制はありますか？

A26

清掃等が容易で落下の危険性がない等、維持管理に支障がないものを使用してください。なお、施工にあたっては詳細協議願います。

◆ 阿倍野歩道橋に関すること

Q27

阿倍野歩道橋に関してですが、名称標示対象範囲が縦 492.5mm 部分と 567.5mm 部分に分かれております。真ん中あたりに 80mm の空スペースがありますが、このスペースも広告面として使用できますか？

この位置を使用できないと、縦の広告スペースがかなり限られて、広告効果が見込めないようなサイズになると思われます。段差に問題があるのであれば、段差を無くして、広告面を貼ることも可能と思われれます。

A27

ご指摘の部分には、15mm のスペースがあります。当該スペースを使用して名称を標示することにより、歩道橋の維持管理に支障が生じることがなく、安全性にも問題がない方法で施工ができるならば当該スペースを使用した名称の標示が可能です。なお、施工にあたっては詳細協議願います。

Q28

今回の募集は、歩道橋側面 5 箇所への名称表示となっておりますが、落札後、歩道橋への上り口やそれに準ずるところに、新歩道橋名を表示するような追加の提案は可能でしょうか

A28

名称標示箇所については、募集要項に規定する箇所のみとし、新たに追加することはできません。

Q29

この歩道橋ネーミングライツにより、同場所の「交差点」名称の変更はされるのでしょうか。

A29

歩道橋ネーミングライツによる交差点名称の変更は行いません。

◆ 梅田新歩道橋に関すること

Q30

募集要項第 6 条の名称標示について

一企業で申し込みをして、名称標示対象 5 箇所にそれぞれ異なる名称を標示できますでしょうか。

A30

標示対象箇所に異なる名称を標示することはできません。1つの歩道橋に対する通称名は、1つだけになります。

Q31

募集要項第 6 条の名称標示について

同じ名称で 5 箇所に標示する場合、それぞれフォント、色、大きさを変えた 5 種類のデザインでの掲出は可能でしょうか。

A31

名称標示対象箇所の状況に応じて大きさを変えるなどの対応は可能ですが、原則、同一デザインによる名称の標示とします。

◆ その他

Q32

歩道橋自体の色を変える事は可能か。(コーポレートカラー等)

A32

本市と協議の上で、名称の標示に合わせて歩道橋の塗装を実施していただくことは可能です。

色の変更については、関係法令や関係基準(道路法、道路交通法、大阪市都市景観条例、立体横断施設技術基準など)を遵守したものであり、また、関係先(地元住民など)との調整や施工など、塗装にかかる一切の作業や経費について負担していただければ可能となる場合があります。また、塗装内容によっては、契約期間終了時に復元していただく場合があります。
実施にあたっては詳細協議が必要となります。

Q33

名称は地図等に反映されるでしょうか。※例、京セラドーム等

A33

一般に作成されている地図等に反映されるかどうかは不明です。
なお、歩道橋の正式名称は変更されません。